



変動金利定期預金

2016 年 3 月 1 日現在

商品名（愛称）	変動金利定期預金 ＜単利型・複利型＞									
販 売 対 象	＜単利型＞	＜複利型＞								
	法人および個人の方	個人の方								
期 間	・ 定型方式 1 年、2 年、3 年 お預け入れ時のお申し出により、自動継続（元金継続・元利継続）をご利用いただけます。 ・満期日指定方式 1 年超 3 年未満	・ 定型方式 3 年 お預け入れ時のお申し出により、自動継続（元金継続・元利継続）をご利用いただけます。								
預 入										
預 入 方 法	一括預入									
預 入 金 額	100 円以上									
預 入 単 位	1 円単位									
払 戻 方 法	満期日以降に一括して払戻します。									
利 息										
適 用 金 利	・ 変動金利 預入後 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 ヶ月ごとに利率を変更します。変更後の利率は、6 ヶ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上の預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。 <table><tr><td>お預入れ金額</td><td>指標となる金利</td></tr><tr><td>預入金額 300 万円未満</td><td>スーパー定期 300 万円未満 6 ヶ月もの店頭表示金利</td></tr><tr><td>預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満</td><td>スーパー定期 300 万円以上 6 ヶ月もの店頭表示金利</td></tr><tr><td>預入金額 1,000 万円以上</td><td>大口定期預金 6 ヶ月もの店頭表示金利</td></tr></table> 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。		お預入れ金額	指標となる金利	預入金額 300 万円未満	スーパー定期 300 万円未満 6 ヶ月もの店頭表示金利	預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期 300 万円以上 6 ヶ月もの店頭表示金利	預入金額 1,000 万円以上	大口定期預金 6 ヶ月もの店頭表示金利
お預入れ金額	指標となる金利									
預入金額 300 万円未満	スーパー定期 300 万円未満 6 ヶ月もの店頭表示金利									
預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満	スーパー定期 300 万円以上 6 ヶ月もの店頭表示金利									
預入金額 1,000 万円以上	大口定期預金 6 ヶ月もの店頭表示金利									
利 払 方 法	預入日から 6 ヶ月ごとの中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、約定利率×70％により計算します。	満期日以後に一括してお支払いします。								
計 算 方 法	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月ごとの複利計算								



変動金利定期預金

2016 年 3 月 1 日現在

税金	・ 個人の方のお利息には 20%（国税 15%・地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人の方のお利息は総合課税となります。 ・ 2016 年 1 月 1 日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。																					
付加できる特約事項	・ 個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率） ・ マル優をご利用いただけます。（少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当を受給の方）																					
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合は、期限前解約利息との差額を精算します。 <table><tr><th>約定期間 解約日までの 預入機関</th><th>1 年以上 3 年未満</th><th>3 年</th></tr><tr><td>6 ヶ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6 ヶ月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 ヶ月未満</td><td>約定利率×70%</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>1 年 6 ヶ月以上 2 年未満</td><td>約定利率×70%</td><td>約定利率×60%</td></tr><tr><td>2 年以上 2 年 6 ヶ月未満</td><td>約定利率×70%</td><td>約定利率×70%</td></tr><tr><td>2 年 6 ヶ月以上 3 年未満</td><td>約定利率×70%</td><td>約定利率×90%</td></tr></table>	約定期間 解約日までの 預入機関	1 年以上 3 年未満	3 年	6 ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
約定期間 解約日までの 預入機関	1 年以上 3 年未満	3 年																				
6 ヶ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																				
6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																				
1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%																				
1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																				
2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%																				
2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	約定利率×70%	約定利率×90%																				
金利情報の入手方法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。																					
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9 時～17 時、電話：023-632-2161）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。																					



変動金利定期預金

2016 年 3 月 1 日現在

そ の 他 参 考 と な る 事 項

- ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- ・預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)